

## Ⅱ部 保存活用計画

『史跡下寺尾西方遺跡保存活用（報告）』

## 史跡下寺尾西方遺跡保存活用（報告）

### **1 保存活用計画検討報告の経緯・目的 . 1**

- (1) 保存活用計画検討報告作成の経緯 . . . 1
- (2) 西方計画検討報告の目的 . . . . . 2
- (3) 西方計画検討報告の対象 . . . . . 3

### **2 史跡下寺尾西方遺跡の史跡指定 . . . . 4**

- (1) 指定の状況 . . . . . 4
- (2) 指定地の状況 . . . . . 8

### **3 史跡下寺尾西方遺跡の本質的価値と構成要素 . . . . . 9**

- (1) 史跡下寺尾西方遺跡の価値 . . . . . 9
- (2) 史跡下寺尾西方遺跡を構成する諸要素 . . . . . 12

### **4 史跡下寺尾西方遺跡の現状と課題 . . 16**

- (1) 保存・管理 . . . . . 16
- (2) 調査・研究 . . . . . 17
- (3) 活用 . . . . . 17
- (4) 整備 . . . . . 18
- (5) 運営体制 . . . . . 19

### **5 大綱・基本方針 . . . . . 20**

- (1) 大綱 . . . . . 20

- (2) 基本方針 . . . . . 20

### **6 保存管理 . . . . . 22**

- (1) 保存管理の方向性 . . . . . 22
- (2) 保存管理の方法 . . . . . 22

### **7 調査研究 . . . . . 31**

- (1) 調査研究の方向性 . . . . . 31
- (2) 調査・研究の方法 . . . . . 31

### **8 活用 . . . . . 32**

- (1) 活用の方向性 . . . . . 32
- (2) 活用の方法 . . . . . 33

### **9 整備 . . . . . 36**

- (1) 整備の方向性 . . . . . 36
- (2) 整備の方法 . . . . . 36
- (3) 整備の対象 . . . . . 39
- (4) 整備の実施時期・手順 . . . . . 40

### **10 運営体制 . . . . . 41**

- (1) 運営体制の方向性 . . . . . 41
- (2) 運営体制の方法 . . . . . 41
- 注 記 . . . . . 43

## 1 保存活用計画検討報告の経緯・目的

### (1) 保存活用計画検討報告作成の経緯

史跡下寺尾西方遺跡保存活用計画検討報告は、史跡下寺尾西方遺跡の保存活用計画について、平成30年度から令和6年度までに茅ヶ崎市文化財保護審議会下寺尾遺跡群等保存・活用部会（以下「下寺尾遺跡群等保存・活用部会」という。）で検討した内容をまとめたものである。本報告は史跡下寺尾西方遺跡の保存活用計画ではないが、計画策定を目指して史跡下寺尾西方遺跡の保存活用について子細に検討を行ったものである。

史跡下寺尾西方遺跡は、国の文化審議会から「弥生時代中期後半の宮ノ台式期に限られて営まれた環濠集落で、集落が拡大された段階では南関東最大級の規模となる。出土遺物には土器のほか石器と鉄器があり、利器が石器から鉄器へ移行していく時期の在り方を示している。南関東における拠点集落の1つと位置付けられ、弥生時代中期社会の様相を知る上で重要である」と評価され、平成31（2019）年2月26日に国の史跡に指定された。この史跡指定により史跡下寺尾西方遺跡は、先に指定された史跡下寺尾官衙遺跡群と史跡の中心部分が大きく重なることになる。これにより、2つの史跡は全国的にも稀有な「重なる史跡」となった。

茅ヶ崎市教育委員会では、史跡下寺尾西方遺跡が史跡指定されたことを受け、保存活用計画について検討を進めることにしたが、「重なる史跡」であるがゆえに、史跡下寺尾西方遺跡と平成29（2017）年4月発行の史跡下寺尾官衙遺跡群保存活用計画（以下「官衙遺跡群計画」という。）の整合性を図る必要があった。このことから、史跡指定当初より史跡下寺尾西方遺跡と史跡下寺尾官衙遺跡群の2つを対象にした保存活用計画の検討が進められたが、文化庁との協議の結果、単独で史跡下寺尾西方遺跡の保存活用計画を作成する方向で調整を進めることになった。

保存活用計画は、下寺尾遺跡群等保存・活用部会に諮り、指導助言をいただく形で検討を進めた。途中、新型コロナウイルス感染症の影響等により計画策定作業が滞ったが、保存活用の議論が深まるにつれ、計画の内容も徐々に整理されてきた。「重なる史跡」についても、その考え方を附編で示すことで今後の保存活用の指標とすることになったが、同時に現地整備や発掘調査の考え方の課題が浮き彫りになった。また、下寺尾遺跡群等保存・活用部会から、計画策定作業の遅れや整備スケジュールの不透明さも指摘されたことから、教育委員会では改めて保存活用整備の進め方について再考を行った。

教育委員会は、再度文化庁との協議に臨み、下寺尾遺跡群等保存・活用部会の検討経過を説明し、改めて史跡下寺尾西方遺跡と史跡下寺尾官衙遺跡群の2つを対象にした保存活用整備計画の必要性について説明を行った。その結果、史跡下寺尾官衙遺跡群及び史跡下寺尾西方遺跡の2つの史跡を対象とした保存活用計画を策定する方針となり、これまで検討した史跡下寺尾西方遺跡の保存活用計画の内容は、今後の2つの史跡を対象とした保存活用計画に活かすことになった。

以上の経過により、平成30年度から令和6年度までの史跡下寺尾西方遺跡の保存活用計画に係る検討内容を、史跡下寺尾西方遺跡保存活用計画検討報告（以下「西方計画検討報告」という。）としてまとめることになった。

## （2）西方計画検討報告の目的

---

西方計画検討報告の目的は、史跡下寺尾西方遺跡の恒久的な保存、効果的な活用計画を明らかにしていくとともに、その内容を史跡下寺尾官衙遺跡群及び史跡下寺尾西方遺跡の2つの史跡を合わせた保存活用計画に反映することである。

史跡下寺尾西方遺跡は、弥生時代中期後半の環濠集落として国の史跡に指定されたが、指定範囲は遺跡の一部のみである。公有地の大部分は、県立茅ヶ崎北陵高校（以下「北陵高校」という。）の敷地内であるなど保存活用上の課題があることから、その中で弥生時代中期後半の環濠集落やその景観、重層する他の時代の遺跡の現状と課題を確認し、それを踏まえて保存活用を考えていく必要がある。

以上のことから西方計画検討報告では、史跡下寺尾西方遺跡の保存活用を進めていくために①史跡の本質的な価値を明らかにすること、②史跡の価値を構成する要素を整理すること、③史跡を適正に保存管理していく考え方や方法を示すこと、④今後の活用に関する方法や体制について考え方を示していくこと、⑤それらに基づいて整備の方向性を示すこととする。

### (3) 西方計画検討報告の対象

史跡下寺尾西方遺跡は、周知の埋蔵文化財包蔵地の西方遺跡を中心に指定されている。環濠集落は西方遺跡の西部約 2/3 にあたり、南側に隣接する七堂伽藍跡では弥生時代中期後半の遺物が出土する。西方遺跡は舌状台地の先端部、七堂伽藍跡は台地に接する砂丘に立地するなど異なる立地であるが、集落は小高い台地を選地し、諸活動は集落を中心に地形的に連続する台地や砂丘へ展開したことが窺える。なお、方形周溝墓などの墓域や畑・水田などの生産域は未発見であり、集落内やその周辺において分布していることが期待される。

小出川を挟んで西側の低地部には、寒川町大曲五反田遺跡や寒川町岡田南河内遺跡などの弥生時代後期の遺物が出土する遺跡が所在しており、弥生時代中期後半で廃絶する西方遺跡の環濠集落の消長を捉える上で重要な遺跡である。

以上のことから、西方計画検討報告では文化財保護法における周知の埋蔵文化財包蔵地「西方遺跡」と西方遺跡に隣接する「七堂伽藍跡」を対象範囲とする。また、これに近接する寒川町大曲五反田遺跡、岡田南河内遺跡についても、連携を図る対象とする。

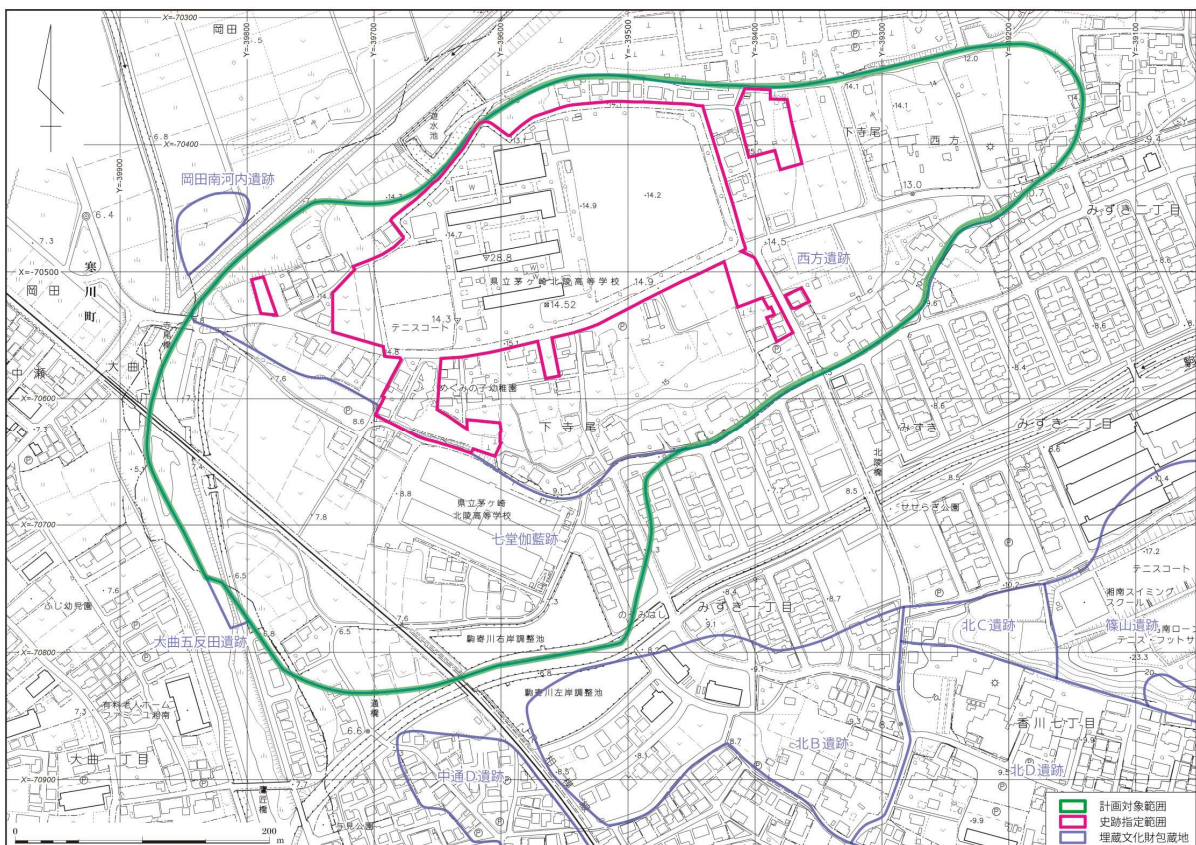


図 1 計画の対象範囲図

## 2 史跡下寺尾西方遺跡の史跡指定

### (1) 指定の状況

#### ア 指定告示

種 別 史跡

指定告示 平成 31 年 2 月 26 日付文部科学省告示第 20 号

令和 3 年 3 月 26 日付文部科学省告示第 49 号 (追加指定)

令和 5 年 3 月 20 日付文部科学省告示第 18 号 (追加指定)

令和 6 年 2 月 21 日付文部科学省告示第 16 号 (追加指定)

令和 7 年 3 月 10 日付文部科学省告示第 26 号 (追加指定)

所在地 341 番一、341 番八、388 番一、388 番二、389 番二、389 番三、390 番二、390 番三、405 番二、406 番一、441 番、442 番一、442 番六、443 番一、443 番四、447 番一、447 番二、447 番三、501 番三、505 番一、505 番二、506 番二、507 番一、508 番一、515 番一、515 番三、515 番四、515 番五、515 番六、515 番七、515 番八、515 番九、546 番一、546 番二、546 番三、547 番一、549 番二、549 番三、556 番、592 番一、592 番二、592 番三、594 番一、594 番二、596 番三、596 番五、340 番二、340 番四、340 番五、341 番六、387 番一、413 番二、351 番、440 番、342 番六、423 番、424 番二、602 番一、右の地域に介在する道路敷、神奈川県茅ヶ崎市下寺尾字西方 389 番二と同 404 番に挟まれる道路敷、同 442 番六と同 447 番二に挟まれ同 403 番と同 515 番四に挟まれるまでの道路敷、同 515 番四と同 596 番二に挟まれ同 515 番一と同 594 番二に挟まれるまでの道路敷、同 549 番三と同 592 番二に挟まれ同 549 番三と同 588 番に挟まれるまでの道路敷、同 592 番二に東接する道路敷を含む。

指定面積 50,577.46 m<sup>2</sup>

#### イ 指定説明文

「下寺尾西方遺跡は神奈川県西部、相模湾より北に 5 km、相模川から東に 2.5 km のところ、標高 13m 程度の相模野大地の西端部分に所在する弥生時代の集落跡である。この台地の北側には小出川が北東より南西に流れており、遺跡の西側先端部で曲がって南流する。台地と河川との比高差は 7 m 前後で、北側から西側にかけては非常によい眺望となっている。

この台地及びその周辺には、縄文時代から古代にかけての遺構・遺物の存在が知られていた。平成 14 (2002) 年度、北陵高校の校舎建て替え計画に伴い、(財) かながわ考古学財団 (当時) が発掘調査を実施したところ、校庭から古代の郡庁跡と正倉跡と考えられる複数の掘立柱建物及び弥生時代の竪穴建物とそれを囲む環濠が重複して存在していることが明らかとなった。神奈川

県教育委員会は検出された遺構の重要性に鑑み校舎建て替え計画を変更し現状保存を図ることとした。その措置を受け、茅ヶ崎市教育委員会は古代の官衙に係る遺構の範囲と内容を確認する発掘調査を実施し、平成 27（2015）年、高座郡家（郡衙）と下寺尾廃寺跡（七堂伽藍跡）を「下寺尾官衙遺跡群」として史跡に指定した。

茅ヶ崎市教育委員会では史跡指定後も、北陵高校の校庭で検出された弥生時代の遺構の範囲を確認する発掘調査を実施してきた。その結果、遺跡は弥生時代中期後半の宮ノ台式期に営まれた環濠集落で、東西約 400m、南北 250m の範囲に遺構・遺物が存在していることが明らかとなった。

最初に掘られた環濠 1 は東西 200m、南北 250m で環濠内の面積約 40,000 m<sup>2</sup>、断面は V 字形を呈する。新たに掘られた環濠 2 の断面は逆台形で、東西約 400m、南北 250m に拡大され、環濠内の面積は約 84,000 m<sup>2</sup> に達した。2 つの環濠が重複することはなく、環濠 2 の西側と南側の西半部分は、環濠 1 から約 6～8 m 外側のところにはほぼ平行して掘削された。集落としては、環濠 1 の段階、環濠 1・2 が併存する段階、環濠 2 の段階と変遷した。環濠 2 の段階は南関東の環濠集落において南関東最大級の規模で、当該地域における拠点集落であったと考えられる。

環濠 2 の内側からは竪穴建物 58 棟を確認し、なかには焼失した建物もあった。このほかにも土器集中地点 3 箇所、土坑 1 基、溝 2 条などを検出している。

出土遺物には各種土器類とともに、石器では磨製石鏃、大型蛤刃石斧・抉入注状片刃石斧・扁平片刃石斧及びスクレイパーなどの工具、磨石・敲石類、砥石、台石などの加工具及び調理具、礫石錘及び有頭石錘などの漁具がある。鉄器としては板状鉄斧 2 点と用途不明鉄製品 1 点が出土している。また、勾玉、管玉などの装身具も出土し、勾玉は長さ 6.09 cm と大型で、穿孔が行われていない未成品である。

下寺尾西方遺跡は、弥生時代中期後半の宮ノ台式期に営まれた南関東最大級の環濠集落である。規模から当該地域における拠点集落であり、その成立から解体までの過程を知ることができる重要な事例であり、集落域がほぼ完存する希有な事例でもある。遺物は石器とともに鉄器が出土している。弥生時代は利器が石器から鉄器へと転換する大きな画期にあたるが、南関東における鉄器導入期の実態を知ることができるという点でも重要である。

このように、本遺跡は南関東の弥生時代中期の社会の在り方を知ることができるという点で重要である。よって、史跡下寺尾官衙遺跡群の大半と重複する形で史跡に指定し、保護を図ろうとするものである。」

（文化庁文化財部監修『月刊文化財』（第一法規刊）平成 31 年 2 月号より引用）

## ウ 指定地の位置

史跡下寺尾西方遺跡は茅ヶ崎市の北西部に位置し、相模湾より北に 5 km、相模川からは東に 2.5 km の地点に位置している。史跡の南西には J R 相模線が走っており、J R 香川駅と J R 寒川駅との中間に位置する。

## 2 下寺尾西方遺跡の史跡指定

史跡を含む西方遺跡は、大部分を北陵高校の敷地が占め、畑を中心として民家が点在している状況である。遺跡南側は、土地区画整理事業を契機に住宅地に変貌している。

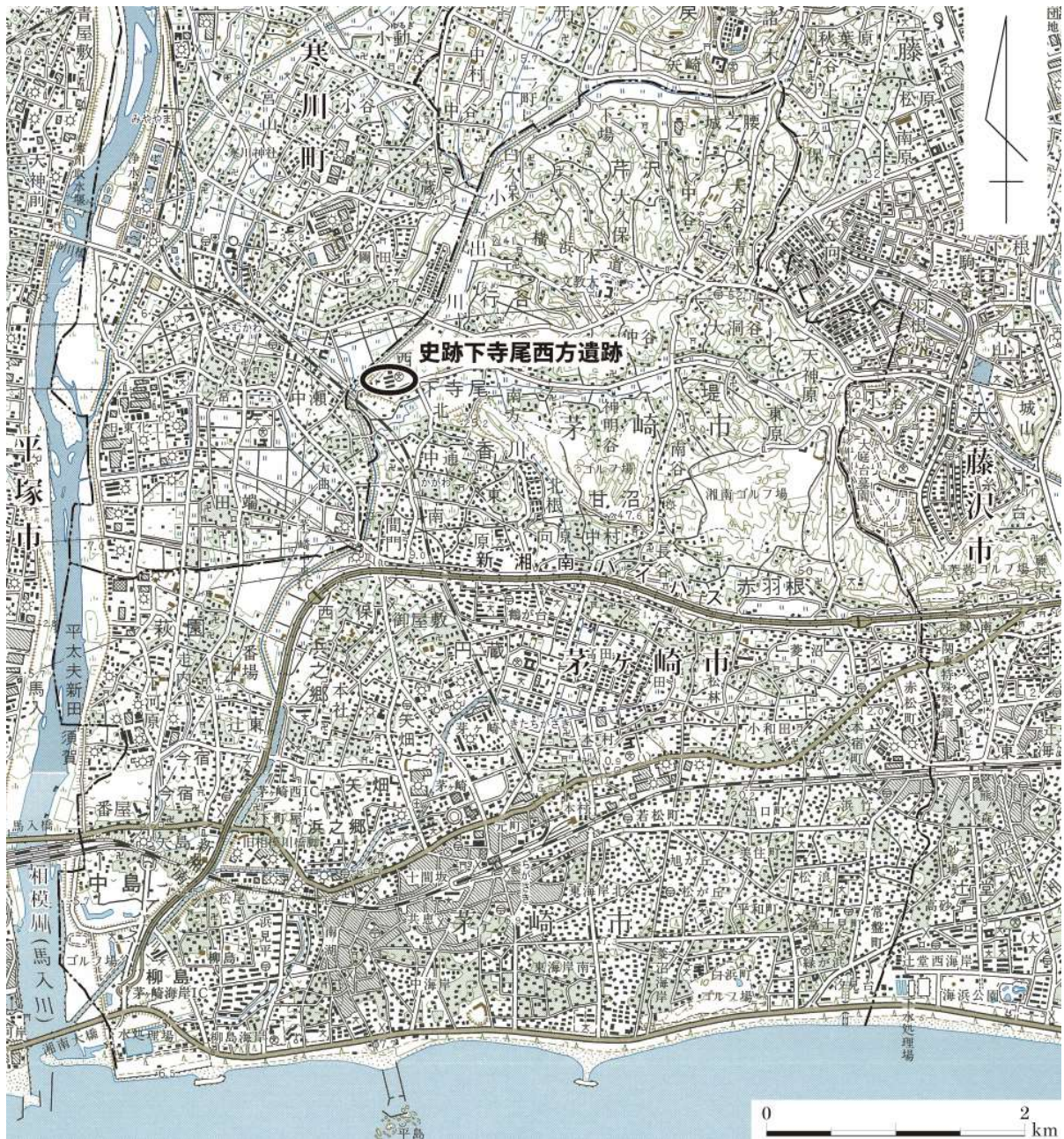


図2 史跡下寺尾西方遺跡の位置図



## (2) 指定地の状況

### ア 公有地化状況

令和元年度から史跡指定地の公有地化を実施しており、令和7年3月31日現在の史跡指定地の所有割合は、71.6%が神奈川県、14.7%が茅ヶ崎市、13.8%が民間所有となっている。

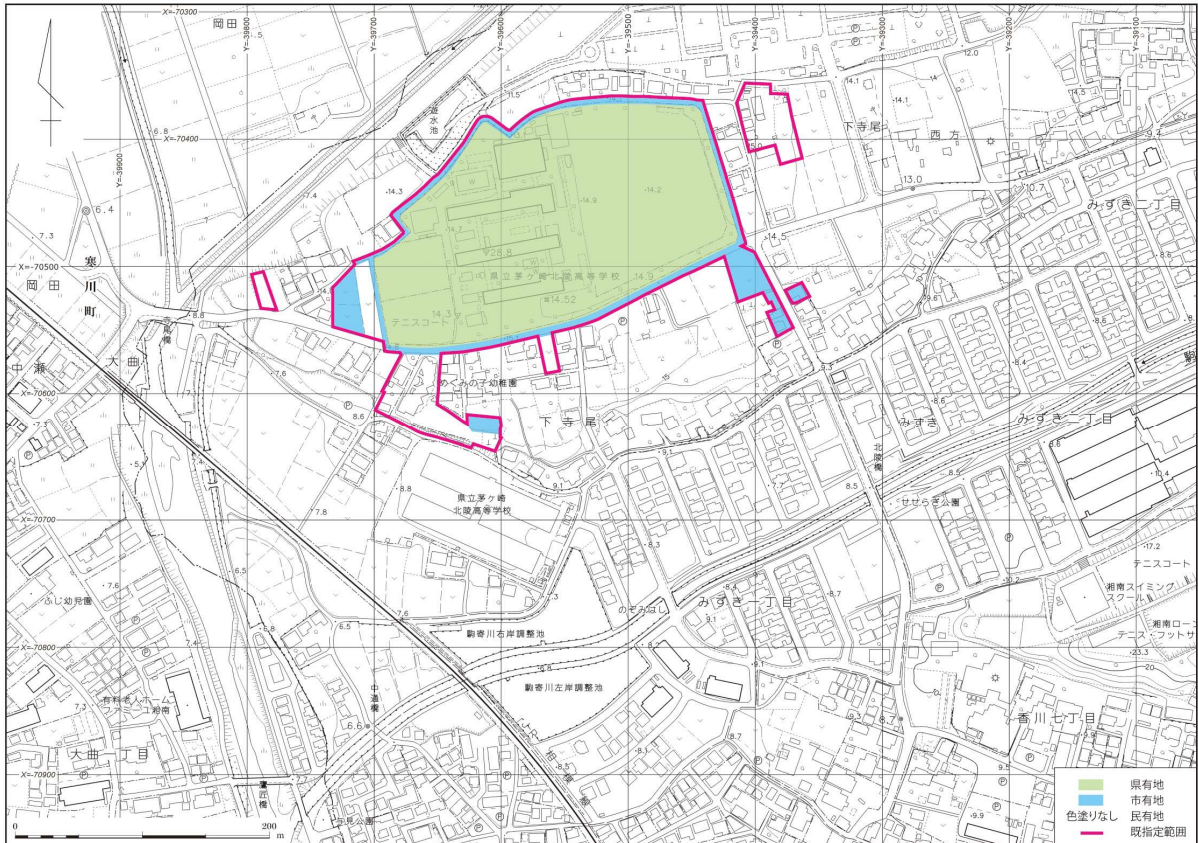


図4 指定地内の公有地の状況

### イ 土地利用

表1 指定地内の土地利用状況(令和7年3月31日現在)

	土地利用	面積・戸数等
公有地 (市)	道路敷 雑種地	7,415.99 m <sup>2</sup>
	(県)	学校用地
民有地	宅地	2,298.61 m <sup>2</sup>
	畑地	2,397.86 m <sup>2</sup>
	学校用地	2,268.00 m <sup>2</sup>
	合計	6,964.47 m <sup>2</sup>

### 3 史跡下寺尾西方遺跡の本質的価値と構成要素

#### (1) 史跡下寺尾西方遺跡の価値

##### ア 本質的価値

史跡下寺尾西方遺跡は、これまでの調査研究で弥生時代中期後半宮ノ台式期の相模川下流域における中核的な集落の一つと考えられている。また、宮ノ台式期において集落の成立から解体までが確認できる集落であり、その間石器から鉄器へと移り変わる端境を示す稀有な遺跡である。さらに、弥生時代中期後半の環濠集落と重なり合う古代官衙や縄文時代前期の貝塚など異なる時代の遺跡の存在から、立地に見る場所性や景観について把握することができる遺跡といえる。

以下に本質的価値5点をまとめ、その概要を記す。

- ① 南関東において最大級の規模を有する弥生時代中期の環濠集落
- ② 相模川下流域における中心的な集落
- ③ 成立から終末に至る変遷を知ることができる弥生時代中期後半の環濠集落
- ④ 石器文化の終末と鉄器文化の開始・波及を知ることができる遺跡
- ⑤ 景観復元が可能な遺跡

##### 《概説》

#### ① 南関東において最大級の規模を有する弥生時代中期の環濠集落

史跡下寺尾西方遺跡は、規模と形態の異なる2本の環濠によって圍繞され、営まれてきた環濠集落である。集落は内側の環濠によって圍繞された段階から外側の環濠によって圍繞された段階に変遷すると考えられており、環濠集落の規模は2倍以上に拡大する。このとき、外側の環濠を伴う集落の面積は約83,980㎡となり、南関東（神奈川県・東京都・埼玉県・千葉県）地域において最大級の規模となる。

南関東において最大級の規模を有する環濠集落は、集落形成から維持、拡張を行うため、必要な資源を集め、周辺地域と調整を図ったものと推察される。周辺集落と一線を画す規模の環濠集落は、弥生時代中期後半において重要な意味を持っていたと推測される。

#### ② 相模川下流域における中心的な集落

史跡下寺尾西方遺跡の周辺には、弥生時代中期後半の遺跡が数多く所在しており、史跡下寺尾西方遺跡を中心とした半径5km圏内に10箇所が確認されている。相模川流域の環濠集落については、大規模な環濠集落を中心に複数の集落遺跡が社会的なまとまりを形成していることが研究で指摘されている。史跡下寺尾西方遺跡は、周辺の遺跡と比較して集落規模が大きく、貴重な鉄器なども出土していることから、この地域の文化的な交流や社会的な統制を担った集落であった可能性が高い。

### 3 史跡下寺尾西方遺跡の本質的価値と構成要素

また、史跡下寺尾西方遺跡は台地の突端部に立地し、眼下の低地や河川が近接する立地から生産活動や交流に適した場所に営まれた集落遺跡と判断できる。さらに、出土遺物には鉄斧のほか磨製石斧などの木工具や大型勾玉の未成品などが出土することから、木器や玉類の製作機能を有する集落遺跡であることが理解できる。

これらのことから、史跡下寺尾西方遺跡は弥生時代中期後半における相模川東岸南部の中心的な集落であると考えられる。

#### ③ 成立から終末に至る変遷を知ることができる弥生時代中期後半の環濠集落

史跡下寺尾西方遺跡から出土する弥生時代の遺物は、中期後半の宮ノ台式期に限られており、この時期に限定される集落であることが明らかになっている。このため、当該地の選地、集落の形成、活動の開始、集落拡張、集落の継続と廃絶という変遷を当該期のなかだけで明らかにできる点で弥生時代中期後半の環濠集落を考える上で貴重である。

また、史跡下寺尾西方遺跡の環濠集落の廃絶後は史跡周辺で弥生時代後期前半の遺跡が多数発見されている。したがって、弥生時代中期後半から後期への当地域における社会の変化を考えるうえでも史跡下寺尾西方遺跡は重要な役目を果たすものと考えられる。

#### ④ 石器文化の終末と鉄器文化の開始・波及を知ることができる遺跡

史跡下寺尾西方遺跡からは土器類とともに、磨製石斧などの石器も出土している。また、鉄斧2点と性格不明の鉄製品が1点出土しており、石器と鉄器の共存が明らかである。このことから史跡下寺尾西方遺跡は南関東における石器の終末と鉄器の出現の移行期の様子を知ることができる遺跡といえる。

鉄斧は科学分析の結果、大陸の鉄鉱石を原料にした鉄素材を鍛造によってつくられたものと判明し、鉄製品の流通や技術の伝播などを知る上で重要である。また、こうした鉄斧や磨製石斧などの存在は、遺跡内で木材の加工や木製品の製作が行われていた可能性を示唆している。さらに、石器・石製品の中には勾玉や磨製石斧の未成品が確認されていることに加え、敲打具（敲石）なども出土しており、石器・石製品の製作が行われていたと考えられる。特に大型の勾玉未製品は出土事例が少なく貴重な資料である。このように、石器と鉄器の併存に加え、木製品や石器・石製品の生産の様相を知ることができる遺跡として重要である。

#### ⑤ 景観復元が可能な遺跡

史跡下寺尾西方遺跡には、環濠集落を構成する多くの遺構や遺物が現状保存されている。加えて遺跡が立地する地形も大きな改変を受けておらず、往時に近い立地が保全されている。遺跡が立地する台地は東側を除く、北側、西側、南側を河川が流れており、近傍より標高が6～8mほど高く、往時は本環濠集落を周辺から認識することができたと思われる。このように史跡下寺尾西方遺跡は弥生時代の景観復元が可能な遺跡として評価できる。なお、集落周辺に展開する可能

性のある墓域や生産域においても今後新たに発見されることでより広い範囲で環濠集落を中心とした弥生時代中期後半の景観を想定することもできる。

## イ 本質的価値に準じる価値

---

史跡下寺尾西方遺跡とその周辺遺跡は、弥生時代中期後半の環濠集落を核としつつ複数の時代の遺構・遺物を内包している。重なり合う異なる時代の遺跡の存在も本史跡の特徴であることから、本質的価値に準じる扱いとする。

### ① 弥生時代中期後半の環濠集落を中心とした地域の歴史の変遷を知ることができる遺跡

史跡とその周辺遺跡には、弥生時代中期の環濠集落のほかに相模湾岸では数少ない縄文時代前期の貝塚である西方貝塚と集落の存在、弥生時代末から古墳時代初頭の集落、古代においては相模国高座郡の高座郡家や下寺尾廃寺および関連する施設や祭祀場、さらに土地利用の変化を把握できる中世の区画遺構などが発見されている。これら歴史の変遷を知るための遺跡は弥生時代中期後半の環濠集落が当該地に選地された背景を考える上で欠くことができないものである。

## ウ 今後加わる新たな価値

---

史跡下寺尾西方遺跡では、今後の調査研究や保存活用により新たに史跡の価値やその諸要素が加わり多様な価値を有する可能性がある。例えば、「環濠集落に関連する方形周溝墓の新発見」や「社会情勢の変化によって既存要素が再評価」される場合などである。

### ① 史跡下寺尾西方遺跡及びその周辺遺跡から見出される新たな価値

史跡下寺尾西方遺跡はこれまでの発掘調査によって環濠集落を構成する環濠と集落を構成する竪穴建物が多数見つかっている。一般的に弥生時代中期の環濠集落周辺には生産域や墓域が存在することが多いが、西方遺跡周辺では未だ見つかっておらず、今後周辺の調査によって新たに発見される可能性がある。また、既に特定されている諸要素についても今後の研究により新たな価値が見出される可能性もある。

### ② 史跡の再評価によって生まれる新たな価値

史跡の価値を構成する要素は大きく変わらなくても、これからの保存活用によって守られた諸要素が、社会情勢や評価する側の変化によって再評価されることもある。

例えば、茅ヶ崎市内に所在する史跡旧相模川橋脚に対して、新たに天然記念物の評価がされたことや史跡下寺尾官衙遺跡群に重なって指定された本史跡などが、新たな評価につながった事例である。

## (2) 史跡下寺尾西方遺跡を構成する諸要素

## ア 本質的価値に基づく構成要素

史跡下寺尾西方遺跡の本質的な価値を構成する要素は、これまでの発掘調査等によって明らかにされている遺構や出土した遺物などを中心として、遺跡の立地している地形や環境なども含んでいる。ここでは、本質的価値ごとの構成要素を抽出し整理を行う。

表 2 本質的価値に基づく構成要素

本質的価値1 南関東において最大級の規模を有する弥生時代中期の環濠集落		
本質的価値2 相模川下流域における中心的な集落		
本質的価値3 形成から終末に至る変遷を知ることができる弥生時代中期後半の環濠集落		
(1) 地下に埋蔵されている遺構	環濠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環濠（内側）</li> <li>・環濠（外側）</li> </ul>
	集落	<ul style="list-style-type: none"> <li>・竪穴建物</li> </ul>
	その他、環濠集落に関連する遺構	<ul style="list-style-type: none"> <li>・溝状遺構</li> <li>・土器集中</li> <li>・土坑</li> </ul>
	環濠集落の歴史的空間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環濠によって囲繞された当時の活動空間</li> <li>・建物間や環濠内に広がる当時の空地的空間や地形</li> </ul>
(2) 出土した主な遺物と地下に埋蔵されている遺物		<ul style="list-style-type: none"> <li>・環濠出土の弥生土器、石器、石製品、鉄製品</li> <li>・竪穴建物出土の弥生土器、石器、鉄製品</li> </ul>
(3) 記録によって保存された遺構		<ul style="list-style-type: none"> <li>・環濠</li> <li>・竪穴建物</li> </ul>
本質的価値4 石器文化の終末と鉄器文化の開始・波及を知ることができる遺跡		
(1) 地下に埋蔵されている遺構	生産機能に関する可能性のある遺構	<ul style="list-style-type: none"> <li>・竪穴建物</li> <li>・土坑</li> </ul>
(2) 出土した主な遺物と地下に埋蔵されている遺物		<ul style="list-style-type: none"> <li>・弥生土器、石器、鉄製品</li> </ul>
(3) 記録によって保存された遺構		<ul style="list-style-type: none"> <li>・竪穴建物</li> </ul>
本質的価値5 景観復元が可能な遺跡		
(1) 遺跡が立地する地形		<ul style="list-style-type: none"> <li>・遺跡内や周辺に形成された歴史的景観</li> <li>・自然地形。舌状台地及びその崖線、砂丘及び凹地、河川</li> <li>・周辺に展開する同時期の遺跡</li> </ul>

## イ 本質的価値に準じる価値に基づく構成要素

史跡下寺尾西方遺跡の本質的価値に準じる価値の構成要素は、弥生時代中期後半の環濠集落以外の遺構・遺物である。これまでの発掘調査等によって発見されたものを次表に整理した。

表 3 本質的価値に準じる構成要素

準じる価値1 弥生時代中期後半の環濠集落を中心とした地域の歴史の変遷を知ることができる遺跡		
(1) 地下に埋蔵されている遺構	縄文時代前期の貝塚（西方貝塚）	・貝塚 ・ 竪穴建物 ・ 土坑
	弥生時代中期の環濠集落	・環濠 ・ 竪穴建物 ・ 土坑
	弥生時代末から古墳時代初頭の集落	・竪穴建物 ・ 土坑
	古墳時代後期の集落	・竪穴建物 ・ 土坑
	中世の土地利用関係遺構	・区画溝 ・ 井戸 ・ 土坑
	近世の耕作遺構	・畝状遺構 ・ 宝永火山灰の廃棄土坑
	近代の戦争遺跡	・防空壕 ・ 相模線橋脚
	現代の高校校舎	・コンクリート基礎
(2) 出土した主な遺物と埋蔵されている遺物	縄文時代前期の貝塚（西方貝塚）	・土器 ・ 貝 ・ 石器 ・ 貝製品
	弥生時代中期の環濠集落	・土器 ・ 石器 ・ 鉄器
	弥生時代末から古墳時代初頭の集落	・土器 ・ 石器 ・ 鉄器
	古墳時代後期の集落	・土器
	中世の土地利用関係遺構	・土器 ・ 陶器 ・ 磁器 ・ 石製品
	近世の耕作遺構	・土器 ・ 陶器 ・ 磁器 ・ 金属製品
	近代の戦争遺跡	・ガラス瓶 ・ レンガ
	現代の高校校舎	・コンクリート基礎

## ウ 今後新たに加わる価値と構成要素

---

今後新たに加わる価値に基づく構成要素は①史跡下寺尾西方遺跡及びその周辺遺跡から見出される新たな価値と②史跡とそれに関連する評価によって生まれる新たな価値の2つを提示した。

①は新たに発見される考古資料や情報が要素となり、史跡に対する理解を深めるものである。②は弥生時代中期以外の遺構や遺物などの要素である。

<b>新たに加わる価値1 史跡下寺尾西方遺跡及びその周辺遺跡から見出される新たな価値</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 弥生時代中期の遺構・遺物</li><li>・ 既存資料の新たな情報</li></ul>
<b>新たに加わる価値2 史跡を取り巻く新たな評価によって生まれる価値</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 景観、地形</li><li>・ まちづくり</li></ul>

## エ その他の構成要素

---

史跡地の大部分は、現在も市民の生活の場として利用されており、これまでに述べた史跡の本質的価値や新たに加わる価値を構成する要素に属さない、建築物や工作物等が存在する。これらをその他の構成要素として分類すると、次表のとおりとなる。なお、その他の構成要素については、社会情勢などによってウの今後新たに加わる価値の構成要素になりえるため常に見直しを行う必要がある。

表 4 その他の構成要素

宅地	現に居住の用に供されており、居住の用に供されている間は維持管理の必要がある。公有地化実施時に除却する必要がある。
畑	下寺尾廃寺跡に耕作されている畑が存在する。天地返しなど遺構に影響が生じる可能性のある行為は、現状変更行為として規制し、遺構を保護する必要がある。
学校附属施設	北陵高校敷地が存在する。旧校舎は除却されたが、その際は遺構を保護するため、基礎を残している。体育館、格技場、部室棟、グラウンド、テニスコートがあり、現在も使用されている。
幼稚園およびその附属施設	史跡内に私立幼稚園があり、建築物2棟及び附属施設が存在する。
樹林、樹木、植栽	宅地や教育施設の植栽のほか、堤の実生木・雑草、畑の果樹が存在する。史跡の本質的価値を理解する上では不要だが、プライバシーの確保や堤の土壌保護を担う側面もある。 剪定など日常管理の範囲にとどまらない伐採は、現状変更行為となり、抜根など遺構に影響が生じる可能性のある行為は規制し、遺構を保護する必要がある。史跡整備時には除却する必要がある。
人為的地形	現在の土地利用にあわせて、盛土等により地形が人為的に改変されている可能性があるが、遺構の保護層の役割を果たす側面がある。 史跡整備時には、遺構の保護を優先し地形の改変を行う必要がある。
道路とその関連施設	環濠を東西に横断するように市道が通っている。これは、地域の生活道路としてだけでなく、茅ヶ崎市防災計画において「緊急輸送道路を補完する道路」に位置付けられている。また、高校敷地や宅地周辺にも市道が通っており、使用されている。環濠は史跡の本質的価値を構成する要素であり、史跡を保存・活用・整備するためには、市道の廃道や迂回が必要となる。 信号機等の工作物も市道ともに対応する必要があるが、除却する場合は、地下遺構への影響を最小限に留める必要がある。
案内板、説明版等	西方貝塚及び環濠集落の説明板が存在する。これは、史跡を活用するために必要な設備であるが、内容・設置時期によっては史跡の新たな価値となる。
その他の工作物	史跡内に存在する宅地及び教育施設の用に供する設備として、電柱、電線及び埋設管が存在する。これは、宅地及び教育施設が存在する限り、維持管理の必要がある。維持管理に掘削を伴う場合は、地下遺構への影響を最小限に留める必要がある。

## 4 史跡下寺尾西方遺跡の現状と課題

### (1) 保存・管理

#### ア 現状

現在本市では、環濠集落が発見された西方遺跡の範囲を中心に追加指定を行っている。史跡指定地の面積は、平成 30（2018）年の第 1 次指定以後、令和 7（2025）年 3 月 31 日時点までで 50,577.46 m<sup>2</sup>に及んでいるが、指定地外にも環濠や竪穴建物が分布している。史跡指定された土地については、順次公有地化を図っており、史跡指定地のうち、約 8.6 割の 43,612.99 m<sup>2</sup>が公有地である。なお、公有地のうち 7,415.99 m<sup>2</sup>が市有地、36,197 m<sup>2</sup>が県有地であり、約 7 割が県有地の北陵高校となっている。

指定地については、本市が管理団体となり、文化財パトロールや草刈りなどの日常管理を行っている。史跡の現状変更については、文化財保護法第 125 条と文化財保護法施行令第 5 条第 4 項第 1 号の規定に従い取り扱っており、史跡下寺尾官衙遺跡群の指定範囲と重なっている部分については、「史跡下寺尾官衙遺跡群保存活用計画」（以下「官衙遺跡群計画」という。）の取扱基準に従っている。

出土した遺物については、茅ヶ崎市教育委員会が発掘調査した資料は市内に所在する収蔵庫に保管、県事業により財団法人かながわ考古学財団（当時）が発掘調査した資料は、神奈川県立埋蔵文化財センターに保管されている。発掘調査で出土した鉄製品などの脆弱遺物については、保存処理が行われている。

#### イ 課題

指定地外にも、環濠や竪穴建物などが分布していることが明らかになっており、景観が良好に保存されている土地を含めて継続して追加指定を行う必要がある。一方、未指定地は恒常的に土木工事等の計画や相続による土地売買などが発生しており、保存の対象範囲や地区区分を定め、それに基づき適切に保存を行うことが重要である。また、開発及び保存目的の確認調査の実施については、十分な体制を整え迅速に対応することが求められるが、特に史跡下寺尾西方遺跡と重なっている史跡下寺尾官衙遺跡群の保存対象との調整が必要である。

指定地については、引き続き公有地化を図り、史跡の保存・活用・整備上重要と考えられる土地について優先的に公有地化する必要がある。土地所有者の申し出など緊急的な公有地化対応ができていないことも課題といえる。

出土品については、関係者間の連携協力のもと、適切な出土品の保管についての検討が望まれるところであり、収蔵施設の一元化も求められる。

指定地については、定期的な文化財パトロールで現状確認を行うとともに、公有地については計画的な草刈り、ゴミ捨て対策など史跡の適切な管理を行っていくことが求められる。また、広

大な土地の管理には、史跡に対する市民の理解や協力が必要となることから協働などの手法について検討していくことが重要である。

管理にあたっては、保存のための地区区分をもとに史跡下寺尾西方遺跡の取扱基準を明確化することが求められる。史跡下寺尾官衙遺跡群の指定範囲と重なっている部分については、官衙遺跡群計画と整合性を図った上で、現状変更について適切に取り扱うことが必要である。また、土地所有者の変更や現状変更などの手続きが遅滞することがないように土地所有者への周知も継続的に行っていく。

出土品については、資料の活用を見据えた出土品の取扱貸出基準やデータベースの作成による外部研究者へのアクセス向上についても検討課題といえる。

## (2) 調査・研究

---

### ア 現状

---

調査については、指定地内において史跡整備や現状変更の可否を判断するための発掘調査を実施している。指定地外においても、開発等を契機に史跡関連遺構の存在を確認するための発掘調査を実施している。発掘調査においては学識経験者や有識者等から助言を得ることとしており、発掘調査を行った地点については、順次整理作業を行い報告書を刊行している。また、史跡についてのシンポジウムや講演会を開催し、学識経験者や有識者から知見を得ている。出土した遺物についても検討を行い、自然科学分析を行っている。

### イ 課題

---

調査については、活用や整備を見据えた調査計画が十分とはいえず、引き続き学識経験者及び有識者との連携を図る必要がある。環濠や集落の範囲は概ね明らかになっているが、環濠・竪穴建物の併存関係や未発見の墓域、生産域は慎重に検討しなければならない。また、重なって存在する史跡下寺尾官衙遺跡群やその他の時代の調査については、調査方針の検討が必要である。さらに、調査区の埋戻しについては、従来の砂による埋戻しでは再調査時に十分に砂を除去できず遺構を壊してしまったり、地山が砂である場合、埋砂との見分けがつかないなどが指摘されており、保存技術の検討が必要である。発掘調査報告書は発掘調査実施後、速やかに刊行するよう努めることが重要である。研究については、継続して行うとともに環濠集落研究の核となり、関連遺跡とのネットワークを構築することが必要である。

## (3) 活用

---

### ア 現状

---

活用については、史跡の内容を市のホームページで情報発信しているほか、史跡に関するシンポジウムや講演会を開催している。茅ヶ崎市博物館（以下「博物館」という。）では、史跡展示が常設されており、不定期に史跡関連の企画展を開催している。地元小学校においては、史跡に

#### 4 史跡下寺尾西方遺跡の現状と課題

関する授業を年間計画に含めており、協働で史跡についての授業を行っている。また、依頼に基づき幼稚園や小・中学校、高校に対して講義を実施している。現地においては、地元や関係団体と協力したイベントを開催している一方で、弥生時代の環濠集落に特化した史跡の案内板等はない。

#### イ 課題

---

情報発信については、史跡の内容を平易に伝えるパンフレット等が未作成であることなど、史跡についての公開情報（種類・量）が少ないため、情報発信媒体を増やすことが課題といえる。また、現地においては、案内板の設置や復元整備に基づき史跡の理解を深める活用も行う必要がある。一方で、現地の整備状況を鑑みながら、最新技術を使ったデジタルコンテンツを検討することも必要である。

シンポジウムや講演会など史跡に関連するイベントは、定期的を開催するとともに、博物館等と連携して出土品の展示を併せて実施することで相乗的に史跡の理解を図ることも求められる。学校教育については、地元小学校を中心としながら全校と関わりが持てるよう働きかけることが重要である。

史跡の理解を深め、史跡が地域振興やまちづくりに寄与していくためには、地域との連携も必要であり、地元や関係団体との史跡関連イベントを促進したり、市民によるボランティアガイド養成について検討する必要がある。関係市や有識者との連携を図り、活用に係るネットワークも強固していく必要がある。

### (4) 整備

---

#### ア 現状

---

遺構復元や案内板などの現地における整備は未実施となっている。集落の中心部分は、指定地及び公有地となっているものの、北陵高校の敷地となっている。環濠が確認または想定される範囲についても、民有地が多い。

史跡に特化したガイダンス施設や駐車場、トイレといった便益施設は未整備である。史跡を紹介する施設として博物館があるが、史跡から東に約 1.6km の距離となっている。史跡一帯は民家や高校、畑などであり、住民の生活空間となっている。史跡への最寄駅は J R 相模線の香川駅・寒川駅であり、徒歩約 15 分を要するほか、史跡と最寄駅をつなぐ公共交通機関はなく、博物館と史跡をつなぐ公共交通機関もない。

整備基本計画は未策定である。

#### イ 課題

---

現地を訪れた際に、弥生時代の環濠集落を感じさせるものが皆無である。整備については現在、対象となる集落の中心部分が北陵高校、環濠が所在する土地が民有地であり、指定地であっ

でも現地における本格整備の見通しが立ちにくい状況である。また、史跡下寺尾官衙遺跡群と大部分が重なっていることから、整備内容について整合性を図る必要がある。

整備にあたっては周辺住民の生活や周辺施設（学校・事業所）での活動や財産権等を尊重し、関係者との調和を図りながら行うことも必要であり、民間団体や周辺住民とともに活用、維持管理が図れるような整備が重要である。史跡の保存を前提としつつ、地域振興やまちづくりとも連携できるような視点も求められる。

併せて、博物館との連携や役割分担を図れるガイダンス施設は必須であり、広大な史跡地においては駐車場や駐輪場、トイレ、休憩施設などの便益施設の設置が重要である。

## (5) 運営体制

### ア 現状

史跡の管理団体は、茅ヶ崎市が指定されており、史跡の保存管理や活用、整備を教育推進部社会教育課の文化財保護担当が担っている。史跡の確認調査や保存活用計画の策定にあたっては国・県と連携し指導助言を受けるとともに財政的な支援を受けながら進めているところである。また、全国史跡整備市町村協議会への参加を通して情報共有を図っている。

附属機関としては、茅ヶ崎市文化財保護審議会の部会として下寺尾遺跡群等保存・活用部会を開催しており、学識経験者・有識者等の専門的意見や地元の意見を史跡下寺尾西方遺跡の保存活用に活かしている。また、住民、有識者、行政が構成員となっている「下寺尾遺跡群保存活用連絡会」（以下「連絡会」という。）を開催しており、整備状況の報告、協働事業の検討等を行っている。さらに、市民を対象にした「下寺尾遺跡群等保存・活用学習会」（以下「学習会」という。）を開催しており、史跡の活用に努めている。

### イ 課題

本市においては、広大な史跡範囲を管理し、史跡整備を行うための人員が十分に確保されているとは言い難く、専門的知識を持つ職員及び事務職員の人員のバランスの取れた拡充が必要である。また、史跡の保存、活用及び整備にあたっては、開発部局や地域振興部局など市長部局と教育委員会が連携していくことも重要である。

史跡の保存、活用及び整備にあたっては、新型コロナウイルス感染症防止の観点から一時期開催が見送られたが、史跡の保存活用のため下寺尾遺跡群等保存・活用部会や連絡会、学習会などの適切な開催が望まれる。

## 5 大綱・基本方針

### (1) 大綱

史跡下寺尾西方遺跡の本質的価値と本質的価値に準じる価値、新たに加わる価値の構成要素に対し、今後保存、活用及び整備を進めていくために次のように大綱を定める。

弥生時代中期後半の環濠集落である史跡下寺尾西方遺跡を将来にわたり保存し、活用、整備を図る。また、宮ノ台式期に成立・終焉し、相模川下流域の中心的な集落と評価された西方遺跡の調査・研究を深化させ、弥生時代研究の拠点を目指す。

### (2) 基本方針

#### ア 史跡下寺尾西方遺跡の恒久的な保存と将来にわたる確実な継承

史跡下寺尾西方遺跡は我が国の弥生時代において重要な価値を有する国民共有の財産であり、地域にとってかけがえのない文化遺産であることから、この史跡を恒久的に保存し、適切な保存管理によって未来へ確実に継承していく。

#### イ 史跡下寺尾西方遺跡の継続的かつ計画的な調査研究

史跡下寺尾西方遺跡は、弥生時代中期後半の環濠集落を考える上で欠くことのできない遺跡であり、計画的な発掘調査を実施し、環濠集落の調査研究を進めていく。また、環濠集落における調査研究拠点を目指し、ネットワークを構築する。

#### ウ 史跡の価値を伝え、史跡への興味関心や理解を深め、地域への愛着を育む活用

活用は、史跡下寺尾西方遺跡の本質的価値を伝えることを第一に、様々な人に価値が届くよう工夫を凝らしていく。また、活用を通して史跡への興味関心や理解を深め、史跡に関わる人や活動を増やしていく。

#### エ 史跡下寺尾西方遺跡の本質的価値を活かし、地域づくりに効果的な整備

整備は史跡の保存を前提としながら、史跡下寺尾西方遺跡の価値を伝え、弥生時代中期後半環濠集落を体感できる史跡公園の整備を行っていく。また、史跡を形成している景観を保存していく。

#### オ 有識者や市民と連携・協力した運営・体制

史跡下寺尾西方遺跡は、我が国にとって大切な史跡であると同時に、地域にとっての財産でもあり、保存活用を進めるにあたっては、有識者や市民などの史跡に関係する多様な主体と連携を図りながら進めていく。

以上の基本方針を踏まえ、次章以降で「保存・管理」「調査・研究」「活用」「整備」「運営・体制」に関わる現状と課題を確認し、進める方向性や具体的な方法を示すこととする。

## 6 保存管理

### (1) 保存管理の方向性

史跡の本質的価値及び大綱・基本方針を踏まえた保存管理の方向性は、次のとおりとする。

#### ア 史跡の恒久的な保存と確実な継承

史跡の保存にあたっては、史跡の価値や構成要素を整理し、保存対象範囲を示す。また、環濠集落を構成する諸要素の確実な保存を行うため、史跡の追加指定とともに公有地化を推進する。

#### イ 史跡の適切な管理

史跡の保存対象範囲においては、地区区分ごとに現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取扱方針及び取扱基準を明確にすることで、関係者間による円滑な保存管理体制を整える。

草刈りや植栽管理、文化財パトロールなどの史跡の日常管理については、計画的に取り組み、将来的に史跡公園として公開した際には、安全かつ快適な環境が保たれるよう管理を行う。

#### ウ 多様な主体が連携・協力した保存・管理

史跡の価値を守り伝えていくという考え方のもと、多様な主体が連携して適切な保存管理を実施していく。

#### エ 重層する遺跡の保存

環濠集落の範囲には、その中心部分が大きく重なって史跡下寺尾官衙遺跡群が存在している。また、縄文時代前期の貝塚である西方貝塚や中世の区画遺構などが存在し、史跡を中心とした歴史の重層性が認められる。このような歴史の重層性は、弥生時代中期後半の環濠集落の理解を深める上で必要な要素であり、史跡と重層する遺跡については保存を検討する。

#### オ 景観・地形の保全

環濠集落を体感し、理解するにあたっては、史跡が立地する地形や景観も重要な要素である。そのような土地については保全をするよう努める。

### (2) 保存管理の方法

#### ア 地区区分の設定

史跡の適切な保存管理を行うために、史跡指定地を含む西方遺跡と隣接する七堂伽藍跡の埋蔵文化財包蔵地をA、B、Cの3地区に区分し、地区区分に従い各地区ごとに保存の基本方針、保存の方法及び現状変更等に対する取扱基準を定めることとした。

##### A区：保存地区

(史跡下寺尾西方遺跡の中核をなす史跡指定地区)

**B区：保存を目指す地区**

(史跡指定地に隣接し、史跡指定の必要性が高い地区)

**C区：必要に応じて確認調査を行う地区**

(埋蔵文化財包蔵地である七堂伽藍跡の範囲内でA、B区以外の地区)

**イ 地区区分ごとの現状変更等の取扱い方針**

史跡指定地内において、現状を変更する行為を行おうとする場合は、文化財保護法 125 条及び文化財保護法施行令第 5 条により、文化庁長官若しくは茅ヶ崎市教育委員会から事前に許可を得なければならないとされている（維持管理等の影響が軽微なものを除く）。また、史跡指定地外の埋蔵文化財包蔵地においては、文化財保護法第 93 条又は第 94 条により、神奈川県教育委員会に事前に届出又は通知をしなければならないとされている。

本計画における地区区分ごとの現状変更等の取扱基準を下表にまとめた。

表 5 地区区分ごとの現状変更等の取扱方針

地区		地区の考え方	取扱い方針
<b>A 区</b>	史跡指定地	保存地区 ・西方遺跡の弥生時代環濠集落の中核をなす部分で、文化財保護法（第 109 条第 1 項）によって史跡に指定された地区 ・公有地化を進める地区 ・早期に活用を図る地区	・遺跡整備に伴うもの以外の現状変更を原則認めない。
<b>B 区</b>	史跡指定地の隣接地	保存を目指す地区 ・文化財保護法（第 93 条第 1 項）によって規定された「周知の埋蔵文化財包蔵地」内であり、西方遺跡に該当するが、現在は史跡指定されていない地区 ・史跡指定地に隣接する地区で、今後史跡指定される可能性が高い地区	・史跡指定を優先的に進める。 ・積極的に確認調査を行う。 ・現状変更行為に対しては、文化財保護法に基づく手続きを行うとともに遺構に影響を及ぼすおそれのある場合は、関係者と協議し計画の見直しや中止を促す。

<p style="writing-mode: vertical-rl; font-size: 2em; font-weight: bold;">C区</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; font-size: 1em;">西方遺跡及び七堂伽藍跡 A・B区を除く</p>	<p>必要に応じて確認調査を行う地区</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>七堂伽藍跡で史跡下寺尾西方遺跡の構成要素を包含している可能性がある地区</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>確認調査を通じて、遺跡の情報を集積する。</li> <li>現状変更行為等が発生する場合は、文化財保護法の手続きを行い、必要に応じて確認調査を行う。調査により遺構等が発見された場合は関係者と取り扱いを協議する。</li> <li>現状変更行為の計画内容を確認し、必要に応じて遺構の保護及び景観への配慮を求める。</li> </ul>
---	--	---

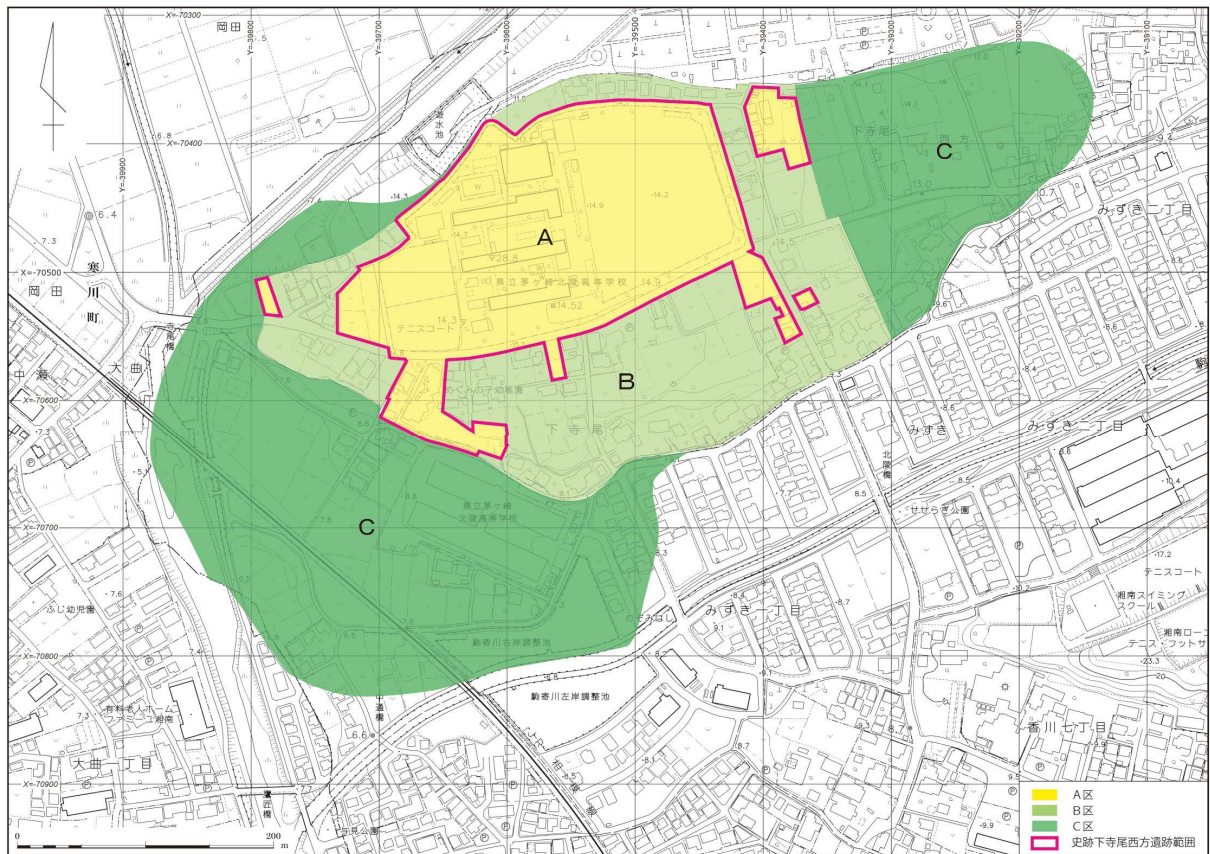


図5 保存管理地区区分図

## ウ 地区区分ごとの現状変更の取扱基準並びに開発等への対応基準

(埋蔵文化財包蔵地である西方遺跡もしくは七堂伽藍跡の範囲内でA、B区以外の地区)

表 6 A区の現状変更の取扱い基準

地区	用途	取扱基準	発掘調査	土地所有	
A区	文化財保護法（第109条第1項）によって史跡に指定された地区。史跡の中核をなす部分で、意向を現状保存し、早期に公有地化を進める。				
	史跡整備施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>史跡の保存、活用を目的とする現状変更以外は原則認めない。</li> <li>計画の内容を確認し、遺構への影響を判断する。</li> </ul>	未調査地については、遺跡の内容究明のための発掘調査を必要に応じて実施する。現状変更等にあたっては、確認、立会、調査等を実施する。	公有地 ・ 私有地	
	地形の改変	<ul style="list-style-type: none"> <li>遺構への影響がある地形の変更は認めない。</li> <li>史跡の景観を阻害する地形の変更は認めない。</li> </ul>			
	工作物	園路、木道、案内サイン、擁壁、手摺、車止め			<ul style="list-style-type: none"> <li>維持管理上必要な行為以外は認めない。</li> <li>色彩の変更は、安全管理上やむを得ない場合を除き、史跡と調和するもの以外は認めない。</li> </ul>
	建築物	遺構展示施設、四阿			<ul style="list-style-type: none"> <li>維持管理上必要な行為以外は認めない。</li> <li>色彩の変更は、安全管理上やむを得ない場合を除き、史跡と調和するもの以外は認めない。</li> </ul>
	埋設設備	雨水排水、電気、給水、汚水			<ul style="list-style-type: none"> <li>維持管理上必要な行為以外は認めない。</li> <li>遺構への影響がある改修は認めない。</li> </ul>
植栽	高木、中低木、地被	<ul style="list-style-type: none"> <li>樹木の伐採、補植は、遺跡の価値を保全するために必要なもの以外は認めない。</li> <li>根の伸張により遺構へ影響を与えるおそれがある樹木は、伐採を認める。</li> <li>樹木の移植は、遺構へ影響を与えるおそれがあるものは認めない。</li> </ul>			

A 区	宅地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・維持管理上必要で軽微な行為以外は認めない。</li> <li>・現状変更が発生する場合は、軽微な行為を除き、公有地化の協議をおこなう。</li> </ul>		私有地
	農業用地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・維持管理上必要で軽微な行為以外は認めない。</li> <li>・現状変更が発生する場合は、軽微な行為を除き、公有地化の協議をおこなう。</li> </ul>	未調査地については、遺跡の内容究明のための発掘調査を必要に応じて実施する。現状変更等にあたっては、確認、立会、調査等を実施する。	私有地
	教育施設用地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・維持管理上必要で軽微な行為以外は認めない。</li> <li>・現状変更が発生する場合は、軽微な行為を除き、公有地化の協議をおこなう。</li> </ul>		公・私有地
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電柱の移設及び電線の地下埋設は、最小限の土地の形状変更以外は認めない。</li> <li>・道路及び埋設管等(以下「道路等」という。)は、史跡整備を除いて原則現状を維持するものとする。経年劣化等により補修が必要となる場合は、最小限の土地の形状変更以外は認めない。</li> <li>・災害発生時、地区内の公有地を避難所等とする場合、現状変更は最小限に留めるものとする。この場合、災害復旧後は速やかに原状に復するものとする。</li> <li>・地域のコミュニティイベントの場合等として活用する場合は、事前に市教育委員会と計画を協議の上、イベント開催期間に限り、現状変更を認める。現状変更は遺構に影響を伴わない範囲に留めるものとする。この場合、イベント開催期間終了後は速やかに原状に復するものとする。</li> </ul>		公・私有地

表 7 B区の開発等への対応基準

地区	用途	取扱基準	発掘調査	土地所有
B 区	史跡隣接地や今後史跡への追加指定を目指す地区で、範囲確認調査や研究の進展によりその区域が比較的明確であるものを指す。開発に対しては史跡地に準ずる重要地点として扱い、積極的な保存措置をとるものとする。			
	宅地等 農業用地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則現状を維持し、遺構を保存する。</li> <li>・所有者と調整を図りながら史跡指定を目指し、計画的な公有地化を進める。</li> <li>・開発行為や宅地の改修が計画された場合は、発掘調査を行い、遺構の状況を確認する。遺構面の残存状況により史跡の追加指定を目指し、所有者に計画の変更及び中止の協力を求める。</li> <li>・開発行為や宅地の改修によって土木工事が計画された場合は文化財保護法第 93 条・94 条による届出及び通知に基づき原則確認調査を実施し、取り扱いについて協議をおこなう。</li> </ul>	遺構の確認のため原則として発掘調査を実施する。	公・ 民有地
	道路等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則現状を維持し、地下遺構を保存する。</li> <li>・開発行為が計画された場合は発掘調査を行い、遺構の状況を確認する。遺構面の残存状況により史跡の追加指定を目指す。</li> <li>・開発行為や維持管理等によって土木工事が計画された場合には文化財保護法第 94 条による通知に基づき原則確認調査を実施し、取り扱いについて協議をおこなう。</li> <li>・茅ヶ崎市が積極的な保存協議をおこなう。</li> </ul>		公有地
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・掘削を伴う土木工事が計画された場合は「文化財保護法」93 条・94 条による届出及び通知に基づき原則確認調査を実施し、取り扱いについて協議をおこなう。</li> </ul>	公・ 民有地		

表 8 C区の開発等への対応基準

地区	用途	取扱方針	発掘調査	土地所有
C 区	埋蔵文化財の包蔵地であり、史跡の範囲の拡大や重要遺構の有無を確認する地区。開発にあたっては、発掘調査等の実施について調整し、調査の結果、重要遺構が確認された場合には、所有者と保存のための協議を行う。			
	宅地等 農業用地	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則現状を維持し、遺構を保存する。</li> <li>開発行為や宅地の改修が計画された場合は、発掘調査等により、遺構の有無を確認する。調査等により、重要な遺構が確認された場合は、所有者に計画の変更及び中止を求め、史跡への追加指定を目指す。</li> <li>開発行為や宅地の改修によって土木工事が計画された場合は文化財保護法第 93 条・94 条による届出及び通知により遺構に対する影響について確認し、「神奈川県埋蔵文化財取り扱い基準」により発掘調査、工事立会、慎重工事の指示をおこなう。</li> </ul>	遺跡の内容究明のための発掘調査を必要に応じて実施する。	公・ 民有地
	道路等	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則現状を維持し、地下遺構を保存する。</li> <li>開発行為や維持管理等によって土木工事が発生する場合には文化財保護法第 94 条による通知により遺構に対する影響について確認し、「神奈川県埋蔵文化財取り扱い基準」により発掘調査、工事立会、慎重工事の指示をおこなう。</li> <li>茅ヶ崎市が積極的な保存協議をおこなう。</li> </ul>		公有地
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>開発行為や維持管理等によって土木工事が発生する場合には文化財保護法第 93 条・94 条による届出及び通知により遺構に対する影響について確認し、「神奈川県埋蔵文化財取り扱い基準」により発掘調査、工事立会、慎重工事の指示をおこなう。</li> </ul>	公・ 民有地		

## エ 法令に基づく諸手続き

文化財保護法等に基づく保存管理に係る諸手続きを以下に整理する。

表 9 法令に基づく諸手続き

事項	手続	期限	根拠法令 (文化財保護法)	規則等
管理責任者の選任、解任	届出	20日以内	第119条第2項	特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則第1条、第2条
所有者の変更	届出	20日以内	第120条	特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則第3条
管理責任者の変更	届出	20日以内	第120条	特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則第4条
所有者（管理責任者）の氏名、名称、住所の変更	届出	20日以内	第120条	特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則第5条
滅失、き損、亡失及び盗難	届出	10日以内	第118条、第120条、第172条第5項	特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則第6条
土地の所在、地番、地目、地積の異動	届出	30日以内	第115条第2項	特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則第7条
現状変更等	許可申請	—	第125条第1項	特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則第1条、第2条、第3条
復旧	届出	30日前まで	第127条第1項	特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧に関する届出に関する規則第1条、第2条、第3条
	報告	遅滞なく		
管理、修理等に関する技術的指導	依頼	—	第118条、第120条	国宝、重要文化財等の管理、修理等に関する技術的指導に関する規則第3条

## オ 追加・新指定の方針

---

西方計画検討報告の対象地区のうちB区とした史跡の隣接地においては、既に確認調査などで史跡の本質的価値を構成する諸要素が明らかになっている地点もあり、土地所有者の同意を得ながら適宜史跡の追加指定手続きを進めていく必要がある。遺跡状況が明らかでない地域では、計画的な調査によって順次遺跡状況を明らかにし、史跡の本質的な価値を有する重要な遺構が確認された区域については、追加指定を図る必要がある。また、埋蔵文化財包蔵地であるC区においても、史跡の本質的な価値を有する重要な遺構が確認された場合は、追加指定を視野に保存を図る必要がある。

史跡下寺尾西方遺跡と重層する弥生時代以外の遺跡については、その遺跡に関する資料を蓄積するとともに調査研究を進め、客観的な評価を得る必要がある。その上で、遺跡を保存するために、新たな史跡の指定を目指す必要がある。なかでも縄文時代前期の西方貝塚については、これまでの調査によって遺跡の価値が確認されていることから、貝塚を構成する同時期の集落が保存されている台地部分を中心に史跡指定に向けた取組を進めていく必要がある。

## カ 史跡指定地の公有地化

---

史跡の保存・管理及び活用・整備のため、所有者をはじめとする関係者の理解を得ながら指定地の計画的な公有地化を図る。

公有地化については、史跡の保護のため予算措置を行い活用整備の方向性を踏まえたうえで、特に史跡の構成要素が発掘調査などによって確認されている土地を優先して公有地化を行う。また、所有者からの公有地化や寄付の申し出があった場合や、遺構の保存及び将来的な史跡の活用に影響を及ぼす現状変更が計画された場合は、随時公有地化を図る。

## キ 維持管理

---

維持管理においては、公有地化した土地を対象に草刈りや樹木管理、文化財パトロールを行う。現地の説明板においても破損や劣化等の確認を行い、必要に応じて修繕を図る。また、史跡は広域な範囲であり、大部分が北陵高校の敷地内であることから、地域や学校と連携を図りながら適切な維持管理を行う。必要に応じて予算措置を図るなど安定的な維持管理に努める。

## ク 出土品管理

---

出土品については、出土品の管理者間で連携協力し、出土品の適切な保管・管理が行われるよう検討を行う。出土品の保管については、複数の収蔵施設に保管されている状況であることから、保存活用に資するよう収蔵機能をもったガイダンス施設、埋蔵文化財センターの設置により収蔵箇所の一元化の検討を行う。また、脆弱遺物については温湿度の管理された施設での適切な保管や定期的な出土品の観察・保存処理の検討を行う。

## 7 調査研究

### (1) 調査研究の方向性

史跡の本質的価値及び大綱・基本方針を踏まえた調査研究の方向性は、次のとおりとする。

#### ア 史跡の価値を高める調査研究

環濠集落の調査研究（発掘調査・文献調査・出土品調査等）を継続的に行うことで、情報を蓄積・更新し、史跡の価値を高めていく。

#### イ 整備や活用に資する調査研究

史跡の理解を深めるため、多方面の学術分野の調査研究を進める。また、先進事例の調査研究を行うとともに、最新の調査研究を活かして効果的な整備や活用を目指す。

### (2) 調査・研究の方法

#### ア 環濠集落の調査研究

史跡下寺尾西方遺跡の環濠集落は、環濠の位置や集落範囲は一定程度明らかになっているが、限定的な発掘調査での確認であることから、集落構造の全容が解明されているわけではない。そのため、新たな調査研究により建物や環濠の変遷も見直しが必要であり、未発見の墓域や生産域なども含めて、改めて調査研究を推進していく必要がある。

発掘調査については、調査研究の進捗に応じて、環濠集落を構成する遺構の確認を優先する必要がある。調査地点の選定については、地区区分ごとの取扱基準、対応基準に準じるが、特に史跡指定地（A地区）において実施する遺跡の内容究明のための発掘調査は、既に全部あるいは一部分が確認されている遺構の展開が想定される地点（例：環濠が確認された調査区の延伸範囲や周辺の成果から環濠等が展開する可能性が高い地点等）を優先する。加えて、遺構の全体あるいは必要な部分の平面形が十分に確認でき、適切な測量や土層確認ができる規模の調査区を設定できる地点を優先し、それ以外の調査は原則控えることも必要である。したがって、調査地点の選定や調査方法は有識者等の助言のもと関係者の十分な議論を行ったうえで決定する。重複する史跡下寺尾官衙遺跡群や他の時代の取扱いについては、事前に方針を定めておき、その都度慎重に判断する。

発掘調査成果をまとめた発掘調査報告書は、発掘調査後速やかに作成する。

#### イ 考古学分野をはじめとした多方面の調査研究

調査研究にあたっては、考古学分野だけでなく、地理学、建築学、自然科学などの分野や、史跡整備など史跡に関連する学術分野と連携を図る。また、関連自治体や有識者と連携を図り、他市の環濠集落、先進事例等の調査研究などを行うとともに、史跡下寺尾西方遺跡を核とした調査・研究のネットワークをつくる。

## 8 活用

### (1) 活用の方向性

史跡の本質的価値及び大綱・基本方針を踏まえた活用の方向性は、次のとおりとする。

#### ア 史跡の情報発信

史跡に関する情報発信や史跡のパンフレットの作成により目にする機会を増やし、史跡の存在を知ってもらう。情報発信にあたっては、ICTを活用し、検索しやすく、情報が容易に得られ、活用されやすいものとする。また、最新技術を用いたデジタルコンテンツの作成など最新技術を用いた活用を推進する。

#### イ 史跡への興味・関心を高め、生涯学習に資する活用

市民向けのシンポジウムや学習会などの企画や学校との協働授業を通して、史跡への興味・関心を高める。また、多様な主体に史跡の魅力が届くよう理解度に応じた活用を図り、新たな学習の場として生涯学習に資する。

#### ウ 人々が交流し、まちづくりに資する活用

史跡の多様な利用を促進し、人々の交流の場として活用することで、史跡に対する地域の付加価値を高め、まちづくりに寄与する。併せて、史跡とともに周辺の文化施設、観光関連施設などを結び付け、広域的な散策や周遊によって地域の活性化を目指す。

#### エ 史跡での活動を促進し、史跡への愛着をはぐくむ活用

史跡の管理や活用にあたっては、地域住民や市民団体、学校、企業などの連携を推進し、史跡の価値を活かした主体的な活動や参画を促進する。史跡の存在や活動が生活の一部となり、史跡への愛着がはぐくまれていく。

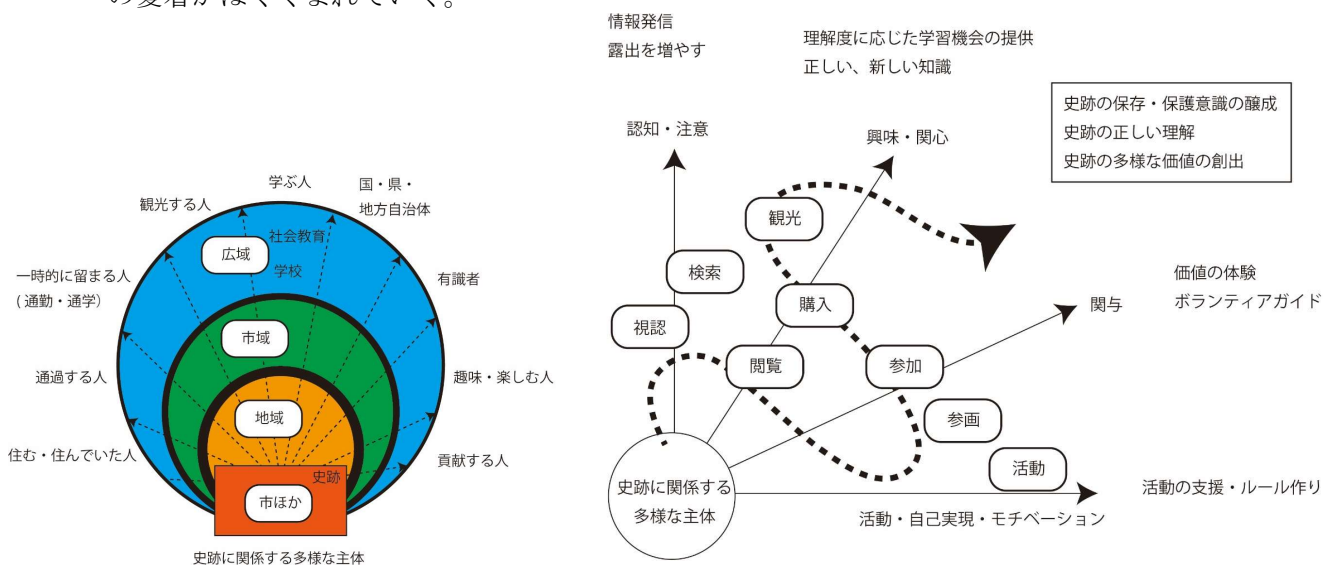


図 6 史跡下寺尾西方遺跡の活用の方向性

## (2) 活用の方法

### ア 情報発信等

#### 周知

史跡の基本情報や史跡内で行われるイベント、関連行事の周知を行う。また、作成したコンテンツの公開を積極的に行う。ホームページだけでなく、SNS などでの発信や史跡の情報に特化した新たなプラットフォームを作成するとともに ICT の活用を推進する。

#### コンテンツ・物品の作成

現在、史跡情報は市ホームページでの簡便な情報と専門的な発掘調査報告書等となっているため、史跡を平易に説明するリーフレットやパンフレット、周遊マップ、動画、VR・ARの作成など様々な媒体の作成を行う。

コンテンツは、史跡への興味・関心を引くもの、史跡への理解を深めるものなどターゲットを明確にし、わかりやすさや内容を工夫する。現地の整備状況を踏まえて作成・更新することとする。

また、史跡の広報キャラクターの作成や史跡を楽しんだり、親しむための物品の開発・提供を行う。例えば、スタンプやペーパークラフト、ミニチュアのカプセルトイなど市民が手に取り手軽に楽しめる物品などである。

### イ 企画の実施と連携

次の企画の実施にあたっては、地域や学校、他市町村等と連携を図り、活用のネットワークをつくる。例えば、弥生時代中期後半の環濠集落を有する自治体（県内では横浜市や綾瀬市、隣接する寒川町）と共催したり、研究者との連携を図ることで活用の効果を高める。地域においては、史跡の活用を市民とともに検討・実践する。市長部局及び教育委員会においては博物館や生涯学習、地域振興、観光、景観を所管する部局等と事業連携した活用を行う。

#### シンポジウム・講演会・勉強会

史跡に関連したシンポジウムや講演会などの企画を実施する。企画は史跡への理解が深まるようターゲットの年齢層や理解度に応じて工夫を行う。

#### 現地を活かした周遊やイベント

遺構表示や説明板・解説板を利用し、現地における活用を行う。例えば、まち歩きの企画や周遊コースの設定を行い、史跡とともに地形や堤貝塚などの周辺の史跡・遺跡、博物館や他の施設を案内する。そのほか、ドローン等を用い普段見るこ



写真1 史跡見学会

## 8 活 用

とができない視点から遺跡をみるなど、非日常を体感できるようなイベントや企画等も検討する。

### 歴史や文化の体験学習

史跡や弥生時代を体験できる活用を行う。例えば、土器づくり体験、稲作・耕作体験、地元の材料を使った竪穴建物の建築や模型作成、復元ジオラマの作製などである。

### 発掘調査の現地説明会

発掘調査実施時においては現地説明会を検討する。通常埋め戻されて見えなくなってしまう発掘調査中の遺跡が一般に広く公開できる唯一の機会である現地説明会は、効果的に実施すれば来跡者の印象に残りやすく、史跡や調査研究へのより深い理解を促すことが見込まれるため、史跡の保護に留意しながら積極的に実施する。

### 学校教育との連携

市内には小学校 20 校、中学校 14 校、高校 5 校がある。授業への講師対応など連携を図り、市内の児童・生徒との長期的な関わりを実現する。

### 出土品の展示・解説

史跡の関連する出土品を展示し、展示解説を行う。展示については、出土品の適切な保管が可能な場所を原則とし、整備予定のガイダンス施設のほか、博物館や各施設で行う。イベント会場での展示や講座での利用については、安全対策や盗難対策などを講じた上で実施する。

### ボランティアガイドの養成

史跡を正しく理解した史跡活用の協力者を増やすため、市内小中学生・高校生を含む住民を中心としたボランティアガイドの養成講座を行う。また、ボランティアガイドを活用した企画を実施する。

## ウ 史跡利用の促進

市民が交流し、憩いの場や地域活性の場となるよう、地域の屋外行事や史跡内で特別な体験を演出することができるイベントの実施を促進する。イベントの実施にあたっては、次の内容に留意する。



写真 2 シンポジウム討論



写真 3 下寺尾遺跡群等保存・活用学習会の様子

### 史跡の「保存」に影響を及ぼさない

現時点で、史跡の大部分が整備前であり、線路や学校、民地が隣接しているなど、火災に対して脆弱であったり、不特定多数が用いることを想定したつくりになっていないことから、火気使用や過度な荷重、土地の削平については特に気を付ける。

### 史跡ならではの特徴や魅力を尊重する

史跡の歴史的・文化的な価値、規模、デザイン、立地条件、歴史的背景等に着目し、史跡ならではの特徴や魅力を伝える。あるいは、史跡本来の用途を尊重し、史跡の特徴や魅力を活かして「特別な会場での特別な体験」や地域特性を演出すること。

### イベント等の実施にあたっては、茅ヶ崎市に相談し必要な手続きを行う

イベント等の実施には国や茅ヶ崎市の許可が必要になる場合がある。また、イベント等の後は原状回復を行うことも必要である。火気使用は細心の注意を払うとともに、あらかじめ避難経路を確認するなど安全に対する配慮を行うこと。

## 9 整備

### (1) 整備の方向性

---

史跡の本質的価値及び大綱・基本方針を踏まえた活用の方向性は、次のとおりとする。

#### ア 史跡の保存を前提とした整備

---

史跡整備の目的は、第一に本質的価値の保存である。整備にあたり、史跡に影響を与えることがないように、史跡の恒久的な保存を前提とした整備を行う。

#### イ 史跡の本質的な価値を顕在化し、活用するための整備

---

史跡の本質的な価値の理解を深め、体感できる整備を行う。遺構の復元や表現方法については、史跡を正しく理解するために最も有効な方法を採用する。

#### ウ 地域に親しまれ、まちづくりの拠点となる史跡公園の整備

---

史跡が地域のシンボルとなり、学習や憩いの場として利用できる多目的・多機能な史跡公園の整備を行う。また、史跡指定地に隣接して、ガイダンス機能・情報発信機能・史跡管理機能をあわせもつ活用の拠点施設やトイレ、駐車場などを備え、来訪者の便益向上を図る。

#### エ 現状への取組み

---

広範囲に及ぶ整備については、整備基本計画に基づき一体的に整備を進めることが必要である。また、公有地化の進捗状況や調査・研究を踏まえて段階的に行うことが望ましく、短期・中期・長期計画を立て整備の進展を図ることが重要である。

現状への対応としては、段階的な整備を補完するように、公開活用を優先した仮設の暫定的な整備を検討することも必要である。また、現地において整備の変化を見せることで継続的に市民の興味関心を高めることが期待される。

### (2) 整備の方法

---

#### ア 保存のための整備

---

保存においては、遺構を被覆する保存盛土層や台地縁辺の法面などを保護する整備を行う。保存盛土にあたっては、発掘調査や過去の調査成果により必要な盛土層の厚さを確認する。活用のための整備においても、埋蔵されている遺構や遺物に影響を与えるような設計を避ける。そのほかにも、地形保全のための排水施設の設置、盛土保護のための植栽などにより遺構に影響が及ぶことがないように配慮する。保護層を含めた史跡の保存方法については、来訪者の理解を得るように表示等を行う。

#### イ 活用のための整備

---

## 本質的価値の顕在化

整備にあたっては、環濠集落を特徴づける2条の環濠を主軸に、その延伸方向をイメージさせるとともに、集落全体の規模感が体感できるような整備を行う。また、環濠の外と内や竪穴建物のまとまりなどの空間区分を体感できる整備を行う。さらに、高台の立地を踏まえて、史跡から富士山や大山、小出川、低地などを見渡せたり、遠方から集落が立地していることがわかるような景観整備や地形模型などを用いて周辺地形を意識した整備を行う。これらの整備には、空間を区分する環濠などや空間内容を表現する建物などの遺構を表示し、集落の構造や配置、集落での営みが想像できるようにする。

現地における遺構の展示・表示方法については、発掘調査をはじめとする各種調査成果に基づき、遺構の保存に配慮しつつ、有識者等の意見を踏まえて進める。特に、立体的な復元整備は史跡のシンボルとなり視覚的に理解しやすい一方で、長期間遺構に対するイメージを固定化してしまう恐れがあるため慎重に判断する。遺構以外においても、本史跡の特徴でもある「遺跡の重層性」の理解を深めるため、深く攪乱を受けている範囲や土層の剥ぎ取りなどを活用し、実際の土層の重なりを観察できる施設の設置を検討する。現地での遺構展示・表示が保存活用上適さない場合には模型を用いた展示やVR・ARなどのデジタル技術を活用した展示についても検討する。

## 標識・境界標・説明板・解説板・案内板などの整備

史跡には、標識・境界標・説明板・解説板・案内板などを設置する。解説板などは大きさや意匠が景観を損なわないよう配慮する。また、周辺の文化資源を結ぶ周遊可能な見学動線を設定し、サインの整備を行う。

なお、解説板等にはスマートフォンなどを情報端末とし、多言語化や広い年齢層に対応した情報提供の仕組みを検討する。

## ウ 史跡公園としての整備

### 史跡公園にかかる広場や園路の整備

史跡を整備するにあたっては、指定地の一部に植栽を施し、広場を設けるなど、体験学習や憩いの場、市民交流の場、災害時などに活用できる場としての機能も持ち合わせる必要がある。そのため、史跡を構成する空間区分の一部に広場を設けるなどして、多目的・多機能な利用が可能な整備を図る。その際、休憩所と建物遺構の復元表示を合体させたり、植栽による修景との組み合わせを図ったりするなど、史跡の景観と調和した選地や意匠を考慮した整備を行う。

園路は史跡の集落の広さや建物分布を活かして配置し、史跡内を効果的にめぐるように整備する。例えば、内側環濠の延長が約700m、外側環濠の延長が約1kmに及ぶことを活かし、集落の周りに散策路やランニング用の園路を整備する。管理用園路も併せて整備する。

### ガイダンス施設等の設置

来訪者の回遊の起点となり史跡の活用・管理、調査研究の拠点として史跡を最大限に利用するためのガイダンス施設及び駐車場を設置する。

ガイダンス施設には展示機能・便益機能・管理機能・収蔵機能の他、体験学習機能、集会機能を設け、市民をはじめ県内外からの来訪者の学習の場として利用を促進する。また、史跡の調査研究成果を反映した活用を継続的に実施するとともに、関連する自治体や団体との連携、交流の窓口とすることを旨とする。ガイダンス施設の設置に当たってはユニバーサルデザインを取り入れ、老若男女および外国からの来訪者も利用できるよう配慮する。なお、史跡指定地は都市計画法第7条における市街化調整区域に当たり、ガイダンス施設の建築に際しては都市計画法に準拠した計画とする必要がある。

### その他の整備

環濠集落のシンボルとなるモニュメントを設置する。また、レンタルサイクルや巡回バスの接続向上、観光タクシー導入などで、JR相模線香川駅・寒川駅などの最寄駅から史跡、史跡から周辺の歴史資源、博物館などへのアクセスにおける負担感を軽減するほか、駅や博物館から史跡までの散策ルートなどを示し楽しみながら史跡を訪れる工夫を実施する。また、既存工作物の利用や除却、市道の廃道についても検討を行う。

### (3) 整備の対象

史跡下寺尾西方遺跡の本質的価値の構成要素にもなっている竪穴建物や環濠のほか未発見の方形周溝墓等の墓域や生産址を整備の対象とする。また、重なって存在する史跡下寺尾官衙遺跡群及び西方貝塚も整備対象とし、整合性を図る。さらに、活動の拠点となるガイダンス施設や駐車場・トイレといった便益施設についても対象とした。

これらの整備対象要素の関連をイメージ図にすると次のとおりになる。

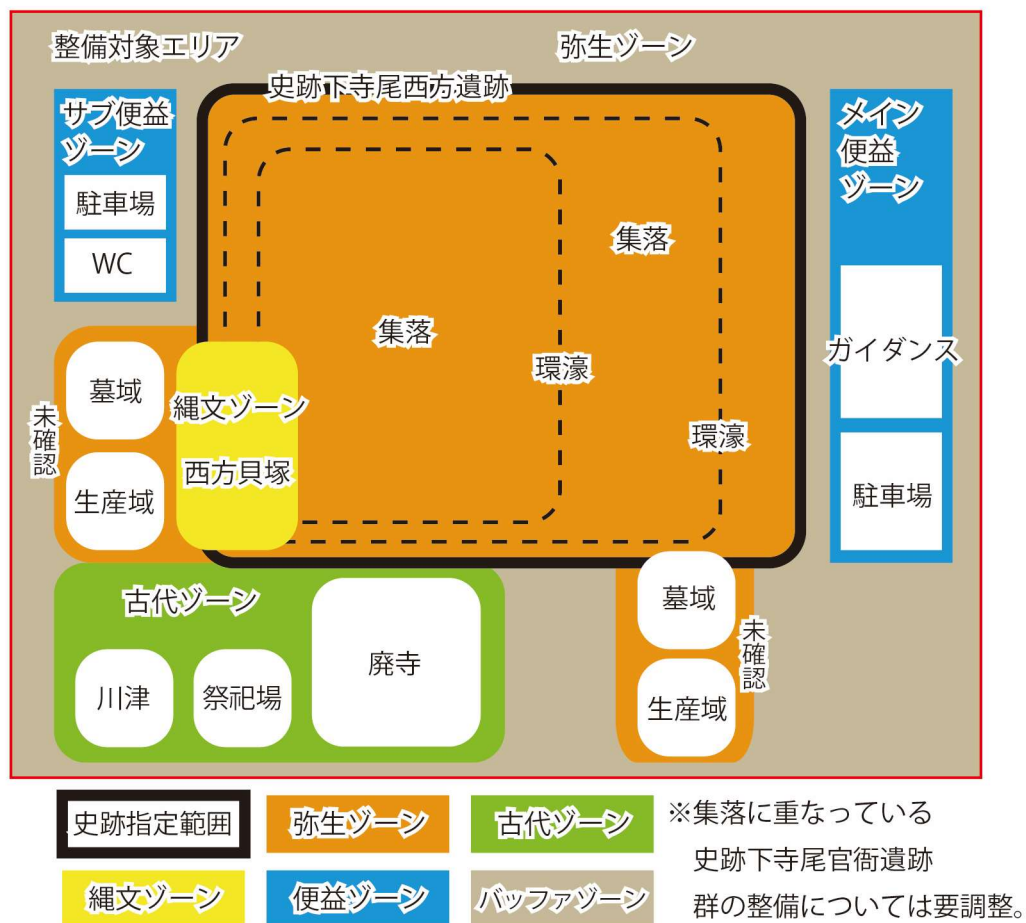


図7 整備対象要素の関連イメージ図

## (4) 整備の実施時期・手順

---

### ア 短期計画

---

#### 公有地化された土地における解説板・案内板などの暫定的整備

史跡指定地のうち、公有地化された場所について、史跡下寺尾西方遺跡、個別遺構の仮設の説明板・案内板、史跡名称板などを仮設する。また、公有地化や借地した土地に簡易な遺構の平面表示を行う。

#### 整備基本計画の策定

史跡整備の全体計画及び短・中・長期の段階的な整備計画をまとめ、一体的な整備を推進するため、整備基本計画を策定する。史跡下寺尾西方遺跡と重なる史跡下寺尾官衙遺跡群や縄文時代前期の西方貝塚などの遺跡についての取り扱いは附編に記す。

#### プレハブや既存施設を利用した仮設ガイダンス施設の設置

本格的なガイダンス施設の設置には時間を要することから、プレハブなどの仮設の設置を検討し、現地における活用を推進するために拠点とする。

### イ 中期計画

---

#### 公有地化した史跡の整備

整備基本計画に基づき、実施設計を進め、保存整備工事を行う。計画の詳細は整備基本計画によるが、主に次のような整備を目指す。

想定される整備工事：敷地造成工、遺構整備工（復元工を含む）、園路広場工、植栽工、便益施設工、管理施設工

#### 解説板・案内板などの設置

史跡の総合案内板・利用案内板・周辺遺跡等の案内板を設置する。また、整備した各種遺構には解説板を設置する。

想定される整備工事：情報施設整備工

#### ガイダンス施設及び便益施設の整備

原則史跡指定地外に、史跡への総合的理解を高めるガイダンス、かつ史跡の管理・活用の拠点ともなるガイダンス施設や駐車場を設置する。

想定される整備工事：ガイダンス施設工、管理施設工、駐車場工

### ウ 長期計画

---

#### 史跡を活用したイベントの運営、見直し・改修整備

中期計画で各種整備が行われた史跡を活用した各種イベントなどの運営を進め、自己点検と評価を踏まえ、必要に応じた見直しと改修を行う。

## 10 運営体制

### (1) 運営体制の方向性

史跡の本質的価値及び大綱・基本方針を踏まえた運営・体制の方向性は、次のとおりとする。

#### ア 専門的意見を踏まえた運営

史跡の保存活用整備については、有識者や学識経験者の専門的意見を得ながら運営する。

#### イ 市民、有識者、行政などが連携・協力した運営

運営にあたっては、地域の住民や地権者の理解と協力を求めるとともに、市民、有識者、行政が連携した持続可能な運営・体制を構築する。また、全国史跡整備市町村協議会への参加や国・県・関連市町との交流・情報交換を行い、広域で連携した運営を図る。

#### ウ 管理運営体制の確立

史跡の保存、活用及び整備においては、専門的知識を有する職員及び事務職員の人員バランスの取れた拡充を推進する。また、市役所内部の連携を図り、緊密な連絡調整を行う。

### (2) 運営体制の方法

#### ア 専門家による委員会の継続

史跡の適切な保存活用を推進するため、茅ヶ崎市文化財保護審議会下寺尾遺跡群等保存・活用部会を継続する。部会の開催は、定期的かつ史跡の保存活用の進捗に応じて適切な頻度で開催する。

#### イ 市民等との連携

史跡の保存、活用及び整備においては、史跡地の維持管理やイベント開催・ボランティアガイドなど、地域との協力体制や連絡体制の構築を強化する。また、住民、有識者、行政が連携した「下寺尾遺跡群保存活用連絡会」を継続し、史跡に関する情報共有やイベントの企画運営を行う。史跡については多様な主体が関わり合うことで、史跡を次世代に継承するための協力者を育成し、将来的な遺跡保存会の発足を目指す。

#### ウ 国・県・関連市町村との連携

発掘調査や保存活用計画の策定、整備の実施にあたっては国・県と連携し指導助言を受けるとともに財政的な支援を受けながら進めていく。史跡の相互活用でつながる関連市町村においても交流・情報交換の機会を適時設定し、広域で連携した協力体制を図る。また、全国史跡整備市町村協議会への参加を通して継続的な情報共有を図る。

#### エ 人員体制の充実

史跡下寺尾西方遺跡の保存、活用及び整備においては、現状変更の手続きや発掘調査、補助金事務など、多岐にわたる業務が発生する。推進するにあたっては、担当する人員の拡充と育成が重要であり、計画的な人員配置が望まれる。

### オ 市内部の連携

史跡の大部分が未整備であり、史跡指定及び公有地化が今後も継続していくなかにおいては、指定地内外において史跡・遺跡に影響を与える土木工事・開発行為や農地転用が計画される場合がある。史跡の保存のためにはそうした情報の迅速な共有が必要であるため、都市計画・土木・農業などの関係部局との連携強化が必要である。

史跡の活用については、既に史跡を学校教育・社会教育等の生涯学習の場として利用しており、引き続き学校や博物館とも連携を図っていく。また、整備については、史跡公園化にあたり施設管理、公園・緑地管理などの関係部局との連携が必要であり、段階的に整備が行われることで地域や市民活動の拠点・地域振興の核となることから地域振興・観光、市民自治などの関係部局とも連携を図っていく必要がある。

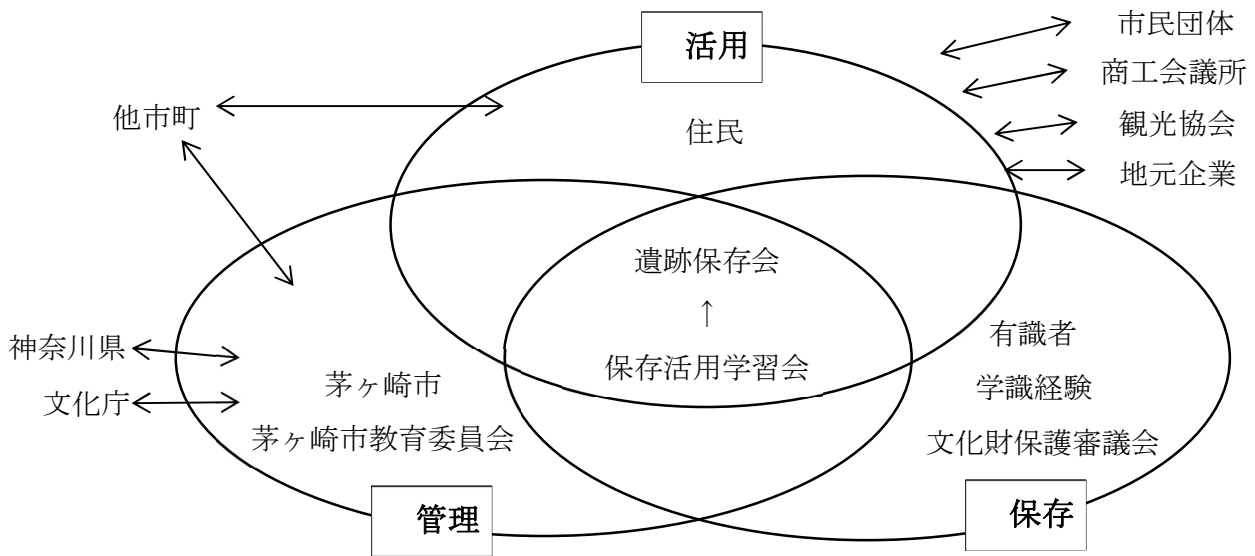


図8 運営体制のイメージ図

## 注 記

---

「実施計画」及び「経過観察」についてはIV部に述べる。